第二十五条の二中「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で」を削り、同条各号を次のように改める。

一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと。

二　法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの

イ　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ　行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

第二十六条の四第三項中「第百十三条の二第四項第二号」を「第百十三条の二第四項第三号」に改める。

第二十七条の十四第二号中「第二十条の二十三第七号」を「第二十条の二十二第七号」に改め、同条第九号及び第十号を次のように改める。

九　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号に掲げる事項に準ずる事項

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号に掲げる事項に準ずる事項

第二十七条の十四第十二号を次のように改める。

十二　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号に掲げる事項に準ずる事項

第二十七条の十四に次の一号を加える。

十三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第十一項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）（同法第六十五条の八第十六項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）及び第六十五条の八第三項の規定の適用に係る租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号及び第五項第六号に掲げる事項に準ずる事項

第三十八条の三中「第八十二条の三第七項各号」を「第八十二条の三第八項各号」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の十六第十六項中「第八十二条の三第十三項」を「第八十二条の三第十四項」に改め、同条第二十四項中「第三十八条の二十八第二十九項第一号」を「第三十八条の二十八第三十項第一号」に改める。

第三十八条の二十七第三項第一号中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第三十八条の二十八第三項第一号二中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ヲ(1)(ii)及び(2)(ii)中「（当該」を「（当該繰延税金資産のうち第二十項第一号又は第二号に掲げる金額を除く。(ii)において同じ。）（当該」に改め、同項第二号ロ中「第二十項又は第二十一項」を「第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第四項第一号イ中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第四号中「並びに次条第七項及び第九項第二号ロ」を削り、同条第十一項第二号中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第十三項第三号中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第十六項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同条第十七項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同条第十九項中「次項並びに第二十一項」を「第二十一項並びに第二十二項」に改め、同条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第二十二項又は第二十四項」を「第二十三項又は第二十五項」に、「第二十一項又は第二十二項」を「第二十二項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債のうちに次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

一　令和三年十二月一日以後にされた国若しくは地域又はその地方公共団体との税額控除等（対象租税の額から一定の金額を控除することその他の対象租税を軽減し、又は免除することをいう。以下この号において同じ。）に係る取決め（当該税額控除等の額に係る繰延税金資産を計上するためにされたものに限る。）が存在することその他これに準ずる事由により計上された繰延税金資産

二　法人税に相当する税に関する法令（令和三年十二月一日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に新たに制定されたものに限る。次号において同じ。）の規定により、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債

三　法人税に相当する税に関する法令の規定により、当該法令が施行された日を含む対象会計年度の五対象会計年度前の対象会計年度開始の日前に生じた欠損の金額が繰り越されることにより計上された繰延税金資産

第三十八条の二十九第七項中「（特定外国子会社合算税制等に係るものを除く。第二号において同じ。）」を削り、同条第九項第二号を次のように改める。

二　特定配分可能当期対象租税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　配分可能当期対象租税額のうち配分会社等に適用される特定法人税法に係る部分の金額（所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに類するものにより課される部分の金額を除く。）

ロ　イの配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額又は令第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格適用者変更税額控除額を当該所得の金額に係る益金の額としていない場合にはこれらの金額を当該所得の金額に加算した金額とし、同条第三項第十一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除の額を当該所得の金額に係る益金の額としている場合には当該税額控除の額を当該所得の金額から減算した金額とする。）のみについてイの特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

第三十八条の三十二第九項第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。